

令和 4 年度に向けた各課の取組みについて

目次

1. 保健福祉部

- (1) 子育て支援課…………… 1 ～ 4 ページ
- (2) 社会福祉課…………… 5 ～ 8 ページ
- (3) 保 育 課…………… 9 ページ
- (4) 健 康 課…………… 1 0 ページ

2. 教育委員会事務局

- (1) 教育総務課…………… 1 1 ～ 1 2 ページ
- (2) 教育総務課・生涯学習課 …… 1 3 ～ 1 9 ページ

令和4年度に向けた子育て支援課の取組みについて

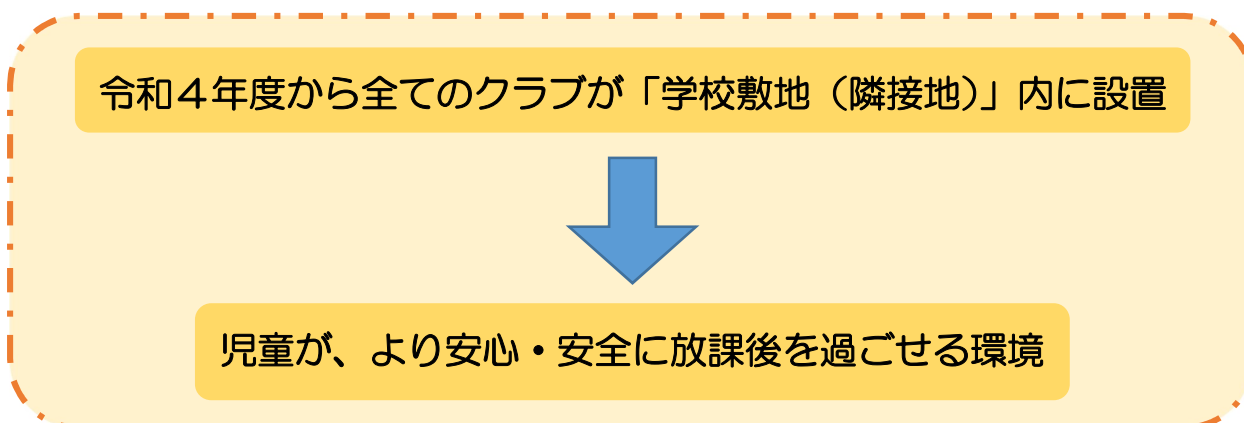
1. 放課後児童クラブ運営管理事業

(1) 放課後児童クラブ整備に係る取組み

- 平成27年度から令和2年度までに放課後児童クラブを「10支援単位」整備
- 今年度、天真小学校(第1)放課後児童クラブを鶴ヶ谷児童館から天真小学校へ移転整備(R4. 3末完成予定)

(2) 現在の放課後児童クラブの設置体制

小学校	設置場所	計
多賀城小学校	①学校敷地内 ②体育館内 ③校舎内	3支援単位
多賀城東小学校	①・③学校敷地内 ②体育館内	3支援単位
山王小学校	①・④西部児童センター内 ②～③学校敷地内	4支援単位
城南小学校	①～④学校敷地内	4支援単位
多賀城八幡小学校	①学校敷地内 ②校舎内	2支援単位
天真小学校	令和3年度まで ①鶴ヶ谷児童館内 ②校舎内	2支援単位
	令和4年度から ①・②校舎内	
		計 18支援単位

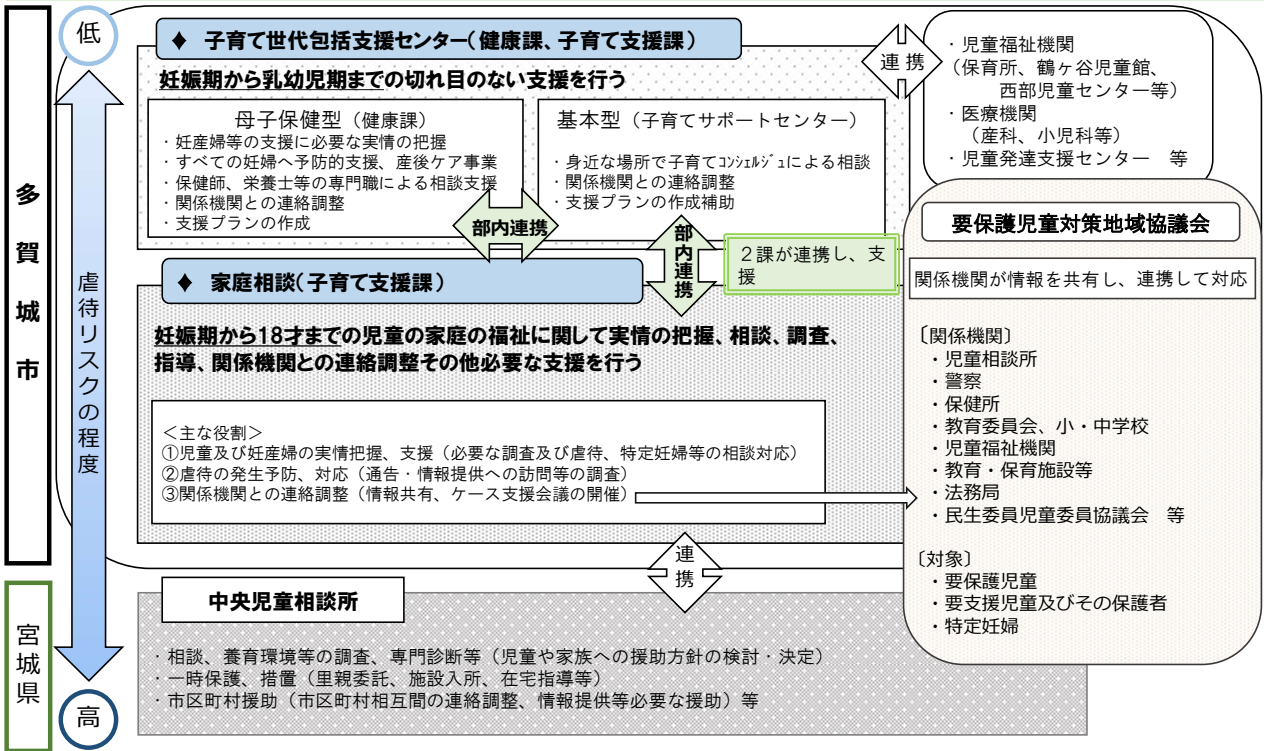


2. 家庭相談事業(子ども家庭総合支援拠点の設置)

(1) 子ども家庭総合支援拠点を中心とする子育て支援体制の整理

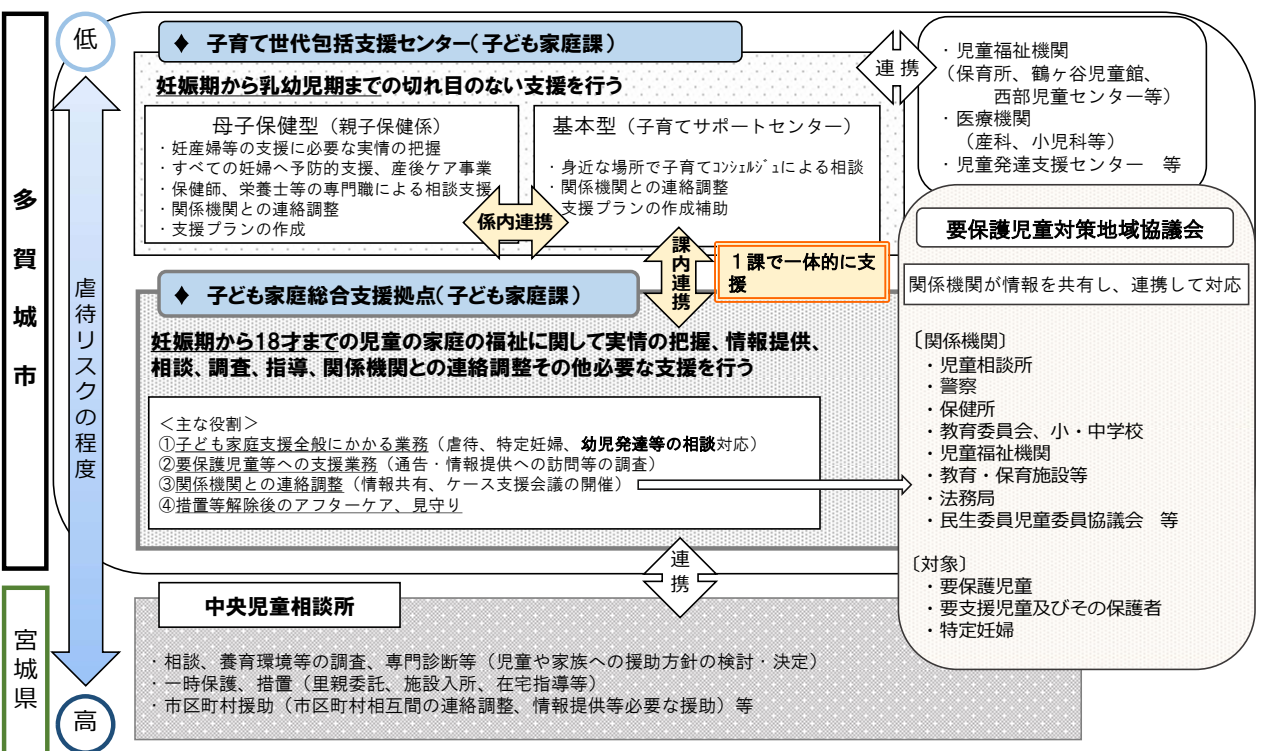
現在(令和3年度)

子育て世代包括支援センター、家庭相談等の機能を「子育て支援課」と「健康課」の2課で連携し、支援を実施



令和4年度から

これまで連携していた機能を「子ども家庭課」の1課で担い、一体的な支援を実施



— 多賀城市版イクボス宣言 —

TAGA-BOSS宣言式を開催します!!

イクボス宣言とは、職場でともに働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果も出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）として、上司自らが宣言することです。多賀城市では、これを「TAGA-BOSS（タガボス）」と呼び、その理念を共有しながら、TAGA-BOSSを目指す宣言式を開催します。

T 頼りになるBOSS

A 明るいBOSS

G 元気なBOSS

A 愛情溢れるBOSS



2022年 3月10日 木 14:00-15:30

場所:多賀城市文化センター小ホール

◇タイムテーブル◇

- ・ 14:00 - 開式あいさつ 多賀城市長 深谷 晃祐
- ・ 14:05 - 基調講演 NPO法人ファザーリング・ジャパン東北代表理事 竹下 小百合 氏
- ・ 15:00 - TAGA-BOSS宣言 ※ファザーリング・ジャパンは「Fathering=父親であることを楽しむ」を合言葉に、「よい父親」ではなく「笑っている父親」を増やすためにさまざまな活動を行っている。
- ・ 15:10 - 出席者写真撮影
- ・ 15:30 - 閉式

基調講演講師

竹下 小百合 氏

1978年生まれ、宮城県仙台市出身。大学研究室秘書、結婚相談所カウンセラーなどの経験と資格を活かし、2013年、夫婦・パートナーカウンセラーとして起業。2016年に特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン東北を設立、監事に就任。翌年から代表理事に就任。（全国初の女性代表理事）
父親支援、ワークライフバランスの他、自身のライフイベント（結婚、出産、子育て）の経験を講座・講演等でお伝えしている。すべての人がライフイベントによる暮らしの変化で活躍を妨げられず、心身共により良い生活を送れることが願い。



ともに取り組む事業所様を募集しています!!

「TAGA-BOSS宣言」は、この宣言をキッカケとして、多賀城市を「社会全体で子ども・子育てを支援する環境」にしていくために、ご賛同いただける市内事業所様にもご参加いただき、共に宣言を行います。

TAGA-BOSS宣言式にご参加いただける事業所様は、メールに事業所名及び出席者氏名を記入し、下記連絡先までお申込みください。

多賀城市総務部総務課人事係
電話 022-368-1141 (内線224~226)
E-Mail jinji@city.tagajo.miyagi.jp

申込み期限:2022年2月24日(木)

宣言の実施方法は次頁へ

「TAGA-BOSS宣言」の実施方法

1 TAGA-BOSS宣言の方法

宣言者は、**経営者や管理職の立場にある方などが宣言対象者**となります。（多賀城市役所の場合、市長をはじめとする全管理職です。）

宣言式当日は、**参加者全員で宣言（宣言書の朗読）**し、宣言書に署名します。また、宣言立会人としてNPO法人ファザーリング・ジャパン東北代表理事の竹下小百合様にも署名をしていただきます。

2 TAGA-BOSS宣言後の取組

署名した宣言書を職場内に掲示するなどご活用いただき、各事業所様ごとに**宣言に基づいた取組を検討・実践**していただきます。

取組は様々なものが考えられますが、宣言書や「タガボス」の言葉が、各事業所様での働きやすい環境づくりの一助となることが、この宣言の目的です。

また、宣言式に参加できなかった方や、新任管理職の方向けにご活用いただけるよう、**宣言書フォーマットはホームページ**でダウンロード可能にします。

3 TAGA-BOSS宣言をキッカケとした取組の展開

宣言後は、宣言いただいた事業所様を、当日の様子（写真）と共に**市のホームページで紹介**します。

今回の宣言をキッカケとして、参加事業所間で宣言に基づく取組を共有しながらネットワークを形成し、多賀城市全体でワーク・ライフ・バランスの促進や、子育てをしやすい環境づくりを目指した取組を展開していきます。

4 TAGA-BOSS宣言後の取組（多賀城市役所の予定）

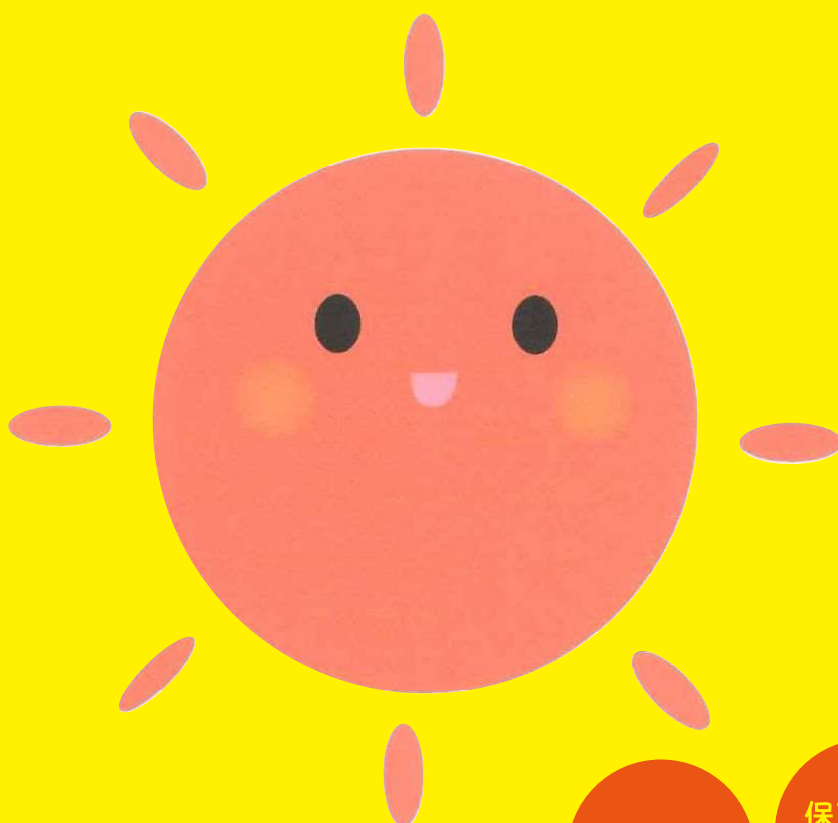
多賀城市役所では、全管理職が宣言書に署名して所属内に掲示し、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した、働きやすく、子育てがしやすい職場づくりのための意識醸成を図っていきます。また、今後、新たに管理職となった職員は、必ず宣言及び宣言書への署名を行うこととします。

— TAGA-BOSS宣言はひとつの「キッカケ」 —

この宣言を出発点として、
働きやすい・子育てをしやすい多賀城を
みんなで作り上げていきましょう！！



子どもたちの成長と家族の子育てを支援します



多賀城市 児童発達支援センター

太陽の家

わたしたちの目標

発達の面でほかの子と少し違う、いわゆる“気になる子、や障がいのある子にとって、育てられる環境はとても重要です。地域や社会との関わり合いを通じて、心身ともに健やかに成長することでより良い社会生活を自ら営む力が育まれます。地域療育の中核を担う施設として「療育」を総合的に提供しながら、豊かに伸びていく可能性を秘めている子ども一人ひとりが、今をもっと良く生き、望ましい未来を作り出していけるようサポートします。

スタッフ

- 所長（多賀城市）
- 管理者
- 児童発達支援管理責任者
- 保育士・児童指導員
- 看護師
- 相談員
- 心理士
- 作業療法士
- 言語聴覚士

家族が地域の中で健やかに生活できるように、 家族の子育て支援を行います。

児童発達支援 単独通園 (定員 30名)

集団生活での遊びや個別の訓練により、生活習慣の基礎を作り、社会性を身につける支援を行います。専門職（心理士、言語聴覚士、作業療法士）による療育支援も行います。

対象	心身の発達に障害を有し、または発達等に遅れがある概ね2歳から小学校就学前の児童で、障害児通所受給者証の交付を受けた方	
開園・時間	月～金	9:30～14:00
登降園方法	送迎有（停留所方式）	
給食	有	
利用料金	有料（1日1,000円程度〈要件により加算あり〉）。その他に給食費などの実費負担分があります ※所得によって利用者負担の上限があります	

◆一日の流れ

9:30 登所
10:00 朝のおあつまり
お着替え
運動(全クラス合同)
お着替え
活動(クラス)
11:30 給食
自由活動又はお昼ね
13:00 活動(クラス)
13:45 帰りのおあつまり・身支度
14:00 降所

◆年間行事

・誕生会(毎月)・避難訓練
・はじまりの会
・遠足・運動会
・七夕・冬のおたのしみ会
・豆まき会・ひな祭り
・お別れの会
※この他にご家族向けの勉強会を開催します

相談支援

お子さんの発達に関することなどの相談を行い、お子さんの状況を把握し、必要な支援へとおつながります。専門職（心理士・言語聴覚士・作業療法士）による専門相談も行います。

	対象	内容	利用時間	利用料金
基本相談		相談の窓口になります。相談員が相談をお受けします。専門相談をご希望の方もまずはこちらでお受けします。 ☎(専用)022-365-2861		
専門相談	発達等に不安のある児童(18歳未満)と、そのご家族	基本相談でお受けした内容によって、相談内容に適した専門職(心理士、言語聴覚士、作業療法士)による相談を行います。	8:30～17:15	無料
計画相談		お子さまの状況やご家族の意向等を踏まえて、必要なサービスを利用するための計画を作成します。		
巡回相談	保育所・幼稚園の先生方	専門職(心理士、言語聴覚士、作業療法士等)が保育所などに訪問し、先生方にお子さんや保護者とのかわり方などについて助言指導を行います。	訪問する施設で、児童が集団生活を営む時間内	無料

◎相談申込みの流れ

事前にお電話で相談申込みをしていただき、相談日のご予約をお願いいたします。【☎(専用)022-365-2861】

おひさまひろば 親子通園

親子通園により、小集団での遊びなどを通して、お子さんの発達を促します。保護者の方には、お子さんの成長を促すためのアドバイスをいたします。

対象	発達等に不安のある小学校就学前の児童およびその保護者	
開園・時間	月～金	9:30～11:30
登降園方法	保護者と同伴	
給食	-	
利用料金	無料	

保育所等訪問支援

保護者からの要望に応じて、専門の職員が保育所や幼稚園などを訪問し、お子さんの状況に応じた専門的な療育や先生方への助言指導などを行います。

対象	保育所・幼稚園などに在籍し、心身の発達に障害を有し、または発達等に遅れがある児童で、障害児通所受給者証の交付を受けた方
開園・時間	訪問する施設で、児童が集団生活を営む時間内
利用料金	有料(1日1,700円程度)※所得によって利用者負担の上限があります

啓発・研修

保護者や保育所・幼稚園などの先生方を対象に、児童の発達に関する研修会を開催します。

利用料金について(補足)

利用者負担の上限額 該当*児童発達支援*保育所等訪問支援

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税所得割額が28万円未満の世帯	4,600円
一般2	市民税所得割額が28万円以上の世帯	37,200円

※一般1は、収入が概ね890万円未満の世帯が対象になります。
※幼児教育・保育の無償化の対象となります。対象期間は、満3歳になって初めての4月1日から3年間です。

(ご利用 | 児童発達支援、保育所等訪問支援をご利用の際は、
お問い合わせ | 太陽の家へ直接お問い合わせください。)



多賀城市 児童発達支援センター
太陽の家

設置主体(施設管理主体)/多賀城市
事業運営主体/一般社団法人 宮城県手をつなぐ育成会
〒985-0872 宮城県多賀城市伝上山一丁目1番3号
【代表】☎022(365)2752 / fax 022(365)2863
【相談専用】☎022(365)2861
(土・日・祝日はお休みとなります)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年6月11日成立)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
⇒安心して子どもを生み、育てることができ
る社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

支援措置

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況を勘案した検討
医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は約2.0万人（推計）



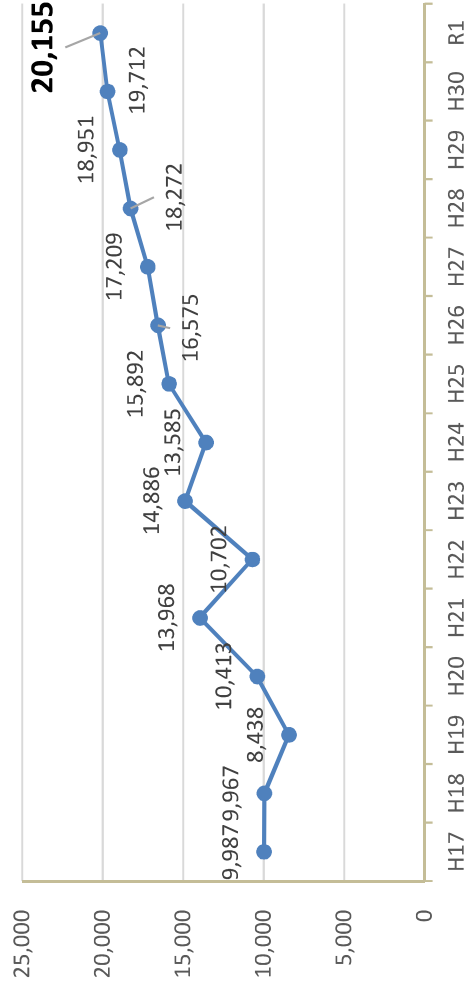
- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要
例) 気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

※1:重症心身障害児とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。全国で約43,000人（者も含まれている）。「岡田・2012推計値」



* 画像転用禁止

在宅の医療的ケア児の推計値（0～19歳）



（厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」の協力のもと障害児・発達障害者支援室で作成）

児童福祉法の改正（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、**保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずる**ように努めなければならない。」

令和4年度子ども政策課（保育課分）関係事業について

令和4年1月25日 保健福祉部保育課

平成28年10月に策定した多賀城市公立保育所再編計画に基づき、公立保育所2か所を市全体の保育施策の中心を担う基幹保育所としております。

また、市内教育・保育施設等の確保の状況及び予定している補助事業は次のとおりとなっています。

1. 基幹保育所としての取組状況

令和3年度（令和3年12月31日まで）に実施した主な事業

- ・リーフレットの作成、基幹保育所だよりの発行
- ・療育担当者会議等各種会議への出席
- ・地域型保育事業所等出前研修の実施
- ・教育・保育施設等及び子育て家庭からの相談対応
- ・基幹保育所担当の勉強会の実施
- ・基幹保育所会議の開催

2. 市内教育・保育施設等の確保状況

【鶴ヶ谷保育所（令和2年度から民営化）】

- ・令和2年4月から 学校法人旭ヶ丘学園による運営開始
民営化後のモニタリング（法人ヒアリング、三者協議会、保護者アンケート）、園舎建替えに向けた協議等を実施
- ・令和5年4月から 園舎を建替え、認定こども園として運営予定

3. 保育士の確保や負担軽減のために行う補助事業の予算化（要求中）

- ・保育士宿舎借上げ支援事業費補助金（継続：平成31年度より）
- ・保育体制強化事業費補助金（保育士支援者雇用分）（継続：令和3年度より）

令和3年度から開始した産後ケア事業に加え、令和4年度からは新たに「妊婦歯科健診の個別健診化」と「新生児聴覚検査の費用助成」を予定しており、妊婦、新生児への支援体制を強化します。

○令和4年度新規事業（予定）

妊婦歯科健診の個別健診化

妊婦が気軽に歯科健診を受診でき、かかりつけ歯科医を持ち、生まれてくる子や家族全体が歯科への関心を高めることができるよう、集団健診方式から歯科医院での個別健診方式に移行します。

「お口からはじめる健康づくり」をキャッチフレーズに、生涯を通した歯科口腔保健に取り組みます。

対象者：歯科健診を希望する妊婦（妊娠中1回）

方法：母子健康手帳交付時に発行した受診票を実施医療機関へ提出し、健診・指導を受ける。

費用：無料

新生児聴覚検査の費用助成

新生児期の検査で早期に聴覚障害を発見し、早期に適切な支援を開始することで言語面など発達への影響が最小限に抑えられます。全ての新生児が検査を受けられるよう、検査費用を助成します。

対象者：令和4年4月1日以降に出生した新生児の保護者

方法：母子健康手帳交付時に発行した受診票を実施医療機関へ提出し、検査を受ける。

助成額：初回検査のみ8,000円を上限に助成

○令和3年度開始事業

産後ケア事業

産後のお母さんは育児不安を抱えたり、出産や育児の疲れから体調がよくないなど、こころもからだも不安になることがあります。育児の不安を少しでも軽くし、安心して子育てに取り組めるようデイサービス型による産後ケア事業を実施しています。

対象者：産後1年未満の産婦・乳児

申請に基づき、1人7回まで利用可

方法：市内3か所の助産院にて、3時間または6時間のデイサービスで乳房ケアや休息など希望する支援を受けられる。

費用：自己負担額 3時間：1,600円、6時間：3,500円、その他減免あり

利用者数（令和3年11月末現在）

31名（延べ72回利用）

実際に利用した方の声

- ・乳房ケアだけでなく、日常の育児の疑問や悩みも相談できてよかった。
- ・普段は子供の世話が優先で自分のことは後回しなので、ゆっくりできる時間ができて良かった。
- ・親身になって話を聞いてもらい、心のリフレッシュになった。
- ・乳腺炎の痛みが和らいだ。

利用者満足度 「大変満足した」9割以上

（令和3年度上半期利用者アンケートより）

子どもの心のケアハウス運営業務委託概要

1 背景と経緯

本市では、平成 29 年度から子どもの心のケアハウス（以下「ケアハウス」という。）を開所し、不登校児童生徒が安心して過ごすことができる居場所として、心のケア、自立サポート、学びサポートの 3 つの機能を軸として運営を行ってきたところである。

「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年 10 月 25 日付文部科学省初等中等教育局長通知)では、不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があると示された。また、不登校児童生徒の才能や能力に応じて、本人の希望を尊重した上で、教育支援センターや ICT を活用した学習支援、フリースクール等での受け入れなど、様々な関係機関を活用し社会的自立への支援を行うこととされ、学校や教育委員会の取組の充実に加え、不登校児童生徒に対する支援方法の多様化を推進していくことが求められることとなった。

2 現行の課題

- (1) 不登校の児童生徒に対する支援が画一的
- (2) 不登校児童生徒支援に関する事業運営のノウハウや専門性が不十分
- (3) 人事労務管理・施設管理のスリム化

3 委託業務の概要

- (1) 委託業務の内容
 - ア ケアハウスの施設確保及び管理
 - イ ケアハウスの開所及び児童生徒の支援
 - (ア) 通所者の施設見学、通所相談、アセスメントの実施及び個別支援計画の作成
 - (イ) 通所者の個々のニーズに応じた各種支援の実施（学習支援、相談支援等）
 - (ウ) 通所者に社会経験を積ませることを目的とした行事の提供（施設見学、ボランティア体験、地域活動、職場体験、調理実習等）
 - (エ) 通所者の見守り（通所者の安全や健康状態への配慮、トラブル等に対する対応）
 - (オ) 通所者及び保護者との面談の実施
 - ウ 市内各学校に対する支援員の派遣
 - エ 人員体制の整備及び研修の実施
 - オ 不登校児童生徒に対するアウトリーチ等支援
 - キ 支援記録及び通所証明書の作成・提出
 - ク 連絡調整会議の運営
 - ケ 学校等その他関係機関との連携支援への対応及び支援ネットワークの構築
 - コ ケアハウスの概要や活動等に係る情報発信の企画・実施
 - サ 教育委員会が求める会議・研修等への参加
 - シ その他事業対象者の健全育成に関すること
- (2) 委託予定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間

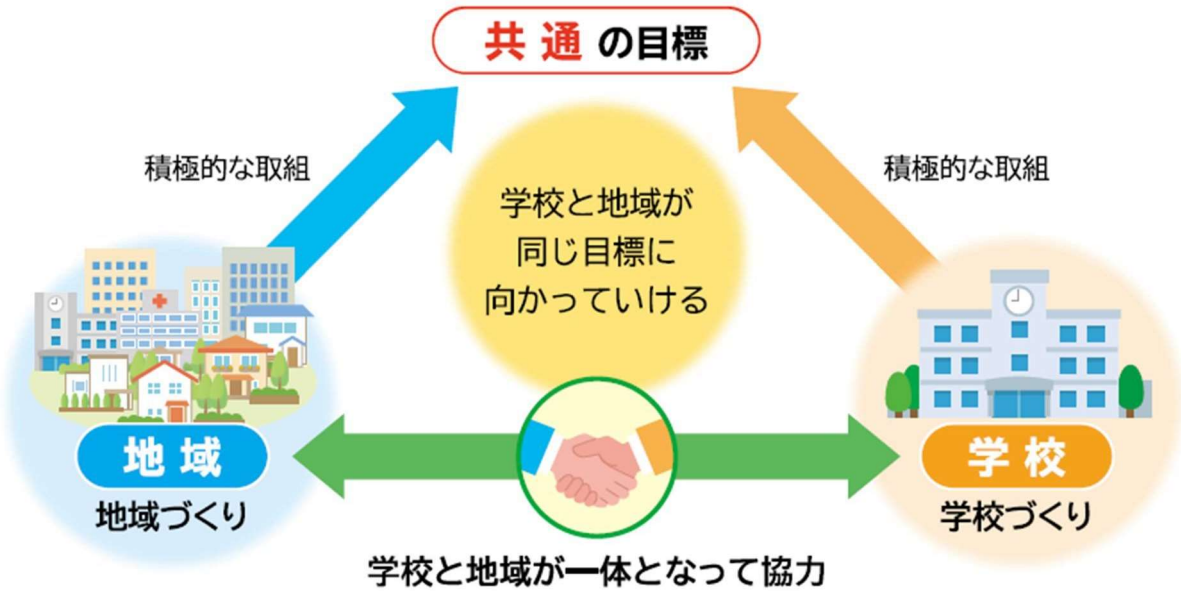
地域とともにある学校づくり事業
(コミュニティ・スクール事業及び地域学校協働活動事業) について

1 子供たちを取り巻く社会背景と国の動向

- (1) 社会背景
 - 社会全体：少子高齢化、グローバル化の進展に伴う社会環境の変化 等
 - 学校：いじめや不登校、貧困などをはじめとする問題の複雑化・困難化 等
 - 家庭：核家族化、家庭の孤立化、子育てに不安や悩みを抱える親の増加 等
 - 地域：住民同士のつながりの希薄化、地域コミュニティの弱体化 等



社会総掛かりで対応 学校と地域がより一層連携・協働



(2) 国の動向

平成27年12月中央教育審議会

「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」

⇒学校と地域が連携・協働して、地域全体で未来を担う児童生徒の成長を支え地域を創生する「地域学校協働活動」の推進とその推進体制である「地域学校協働本部」を整備

⇒学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「学校運営協議会」の設置の努力義務化やその役割の充実

2 本市における学校と地域の連携・協働

＜学校と地域による連携・協働＞

- ・古代米栽培 ・鹿踊り体験 ・キャリアセミナー講師派遣 ・大学の先端技術体験
- ・学校支援 ・放課後子供教室 ・朝の読み聞かせ活動 ・登下校の見守り 等

- ・地域住民の支援による学校教育活動の充実、児童生徒の健やかな成長支援
- ・児童生徒との交流は、地域住民にとって「生きがい」や「やりがい」

学校課題

- ①児童生徒及び保護者対応の複雑化
- ②学力向上のための授業の質を向上させる研修や準備の増加
- ③不登校、いじめ、新しい教育観等、関係機関との連携とチーム対応の増加

地域課題

- ①地域ボランティアの固定化や高齢化、地域人材の活用
- ②地域コーディネーターの負担増加、後継者不足

学校と地域の「目標」や「ビジョン」を共有しながら
「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を実現

3 「地域学校協働本部」

(1) 設置の目的

地域住民、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で未来を担う児童生徒の成長を支えるとともに地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するための体制として「地域学校協働本部」を整備

ア これまで4つの中学校区で行ってきた組織体制（学校支援地域本部）の連携機能を持続したまま、より多くの地域住民の参画による連携・協働体制である「地域学校協働本部」を市に1つ設置

イ 地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」

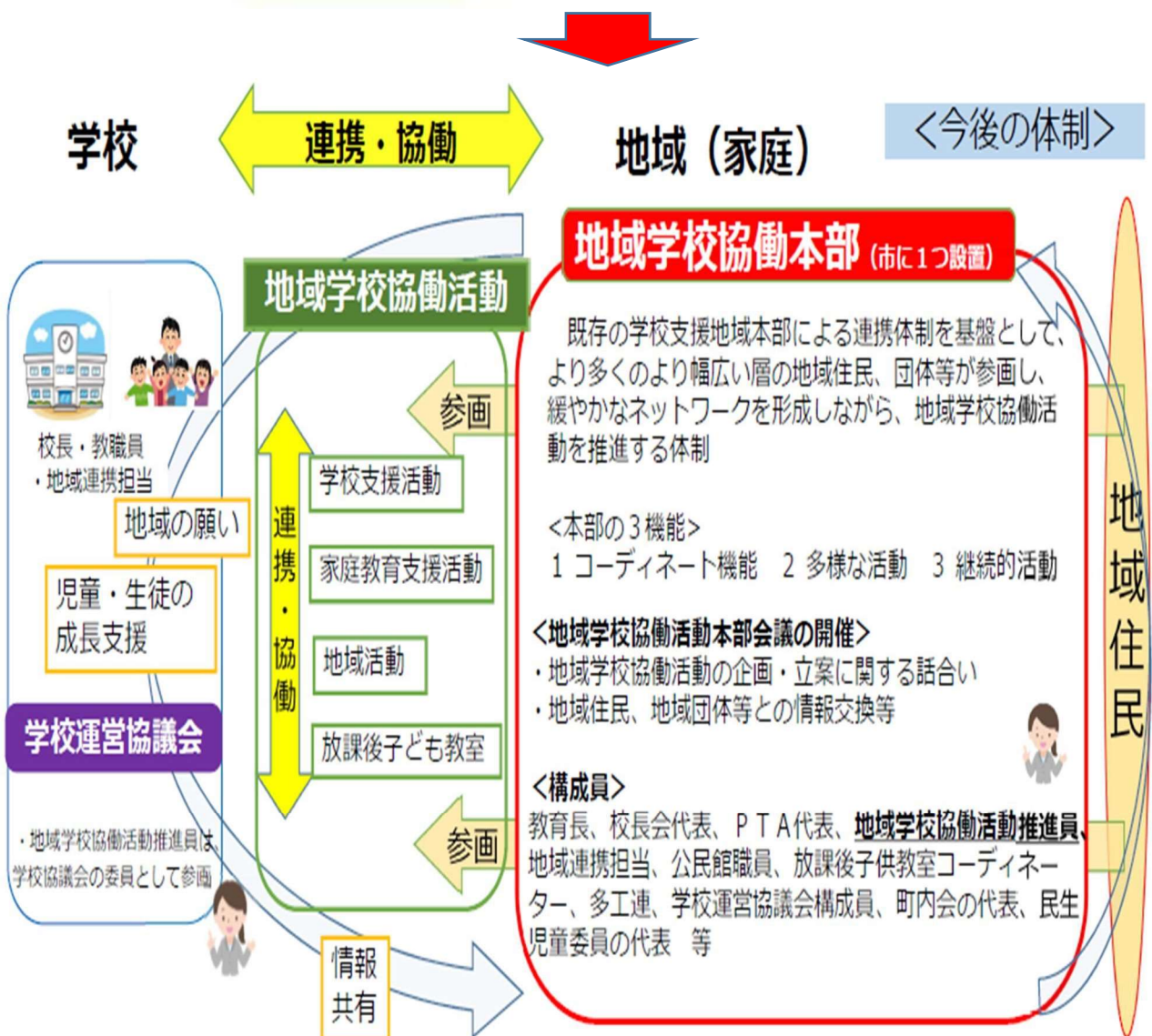
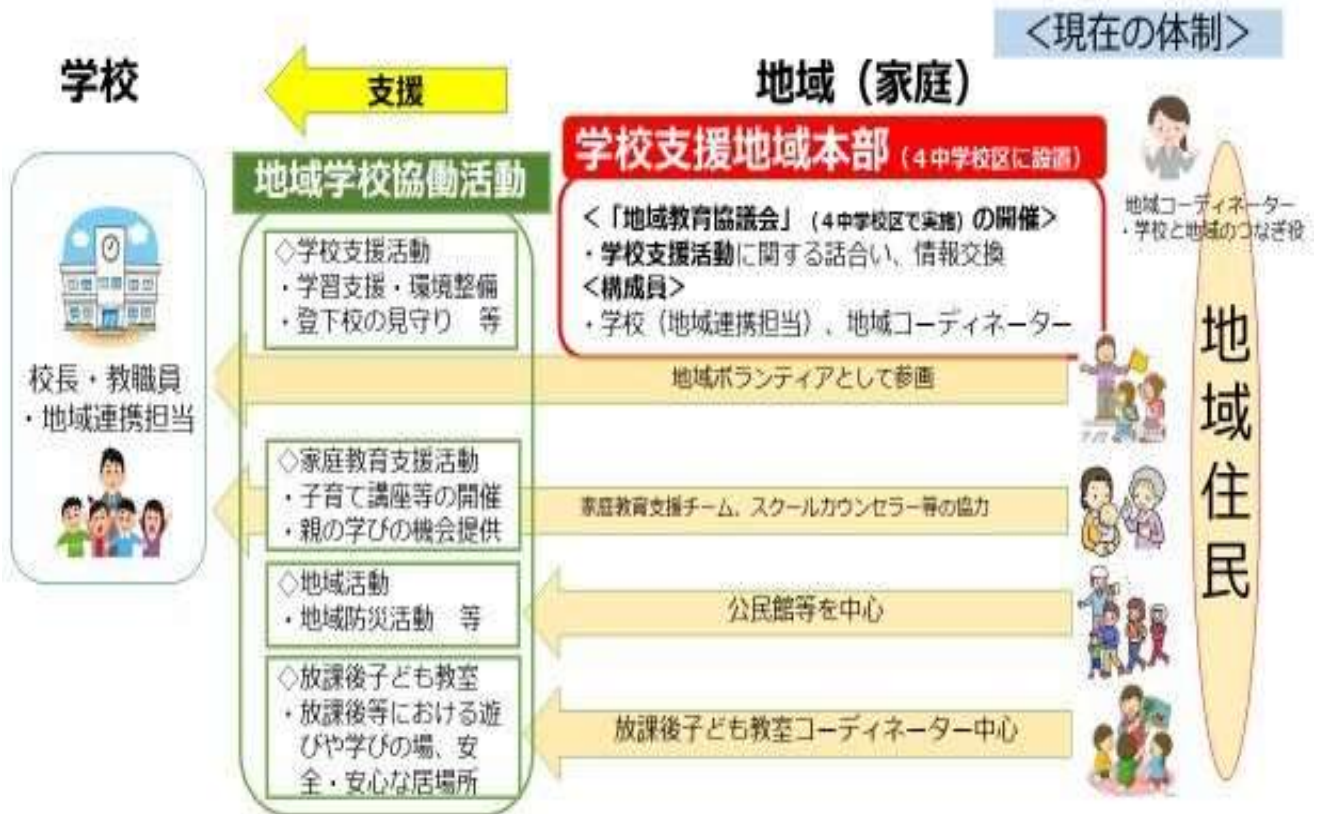
ウ これまで「個別」で活動していた学校支援活動や放課後子供教室等を、共通の目標に向かい対等な立場で共に活動できるよう有機的に連動「総合化・ネットワーク化」

エ 幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で児童生徒の学びや成長を支える「地域学校協働活動」をより一層推進



保護者を含む多くの地域住民・団体等が意見を出し合い、地域全体で地域の将来を担う人材を育成

児童生徒との交流による地域住民同士のネットワーク拡大及び自立した地域社会の基盤の構築・活性化



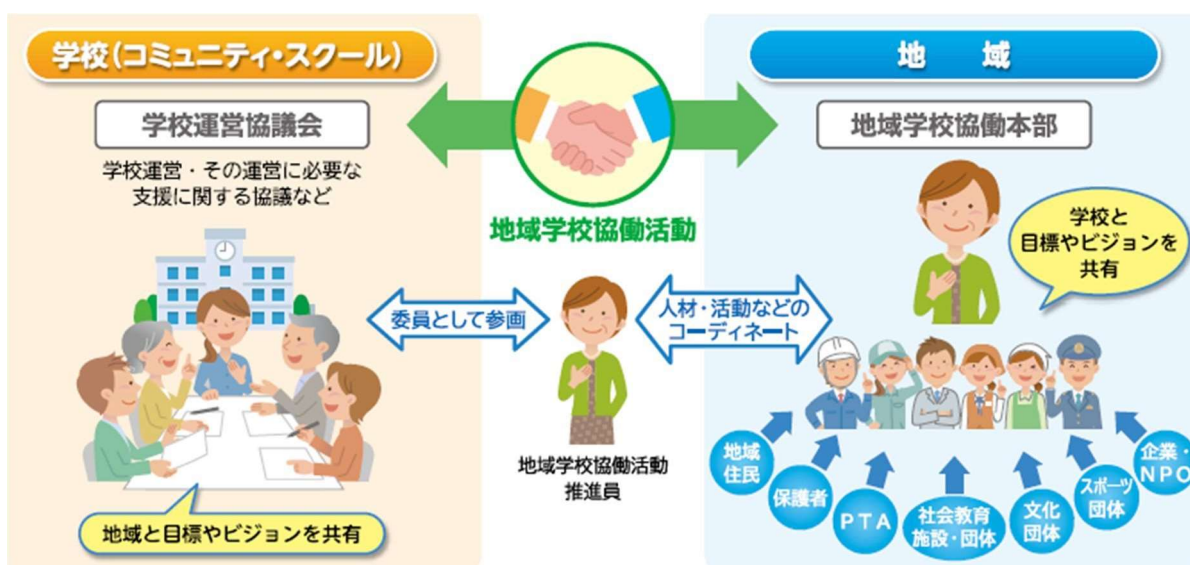
(2) 「地域学校協働本部」の機能

- ア 学校と地域の連携・協働に向けて、より幅広い、より多くの地域住民等の参画を促すコーディネート機能
- イ 多様な地域学校協働活動の実施
- ウ 学校と地域住民が地域学校協働活動の目標を共有しながらの継続的・安定的実施



(3) 地域学校協働活動推進員

地域コーディネーターやPTAの役員、自治会、民生児童委員等の地域関係団体の関係者など、学校と地域の連携及び地域住民とのネットワークを生かしながら地域学校協働活動を推進する「地域学校協働活動推進員」を教育委員会が委嘱



<主な役割>

- ア 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案や地域住民との連絡・調整を行うなど、地域学校協働本部における企画・連絡調整役
- イ 地域ボランティアの募集や確保、地域住民への情報提供・助言・活動促進等
- ウ 学校運営協議会の構成員として、学校経営の基本方針や目指す「子ども像」などの目標やビジョンを共有し、「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進

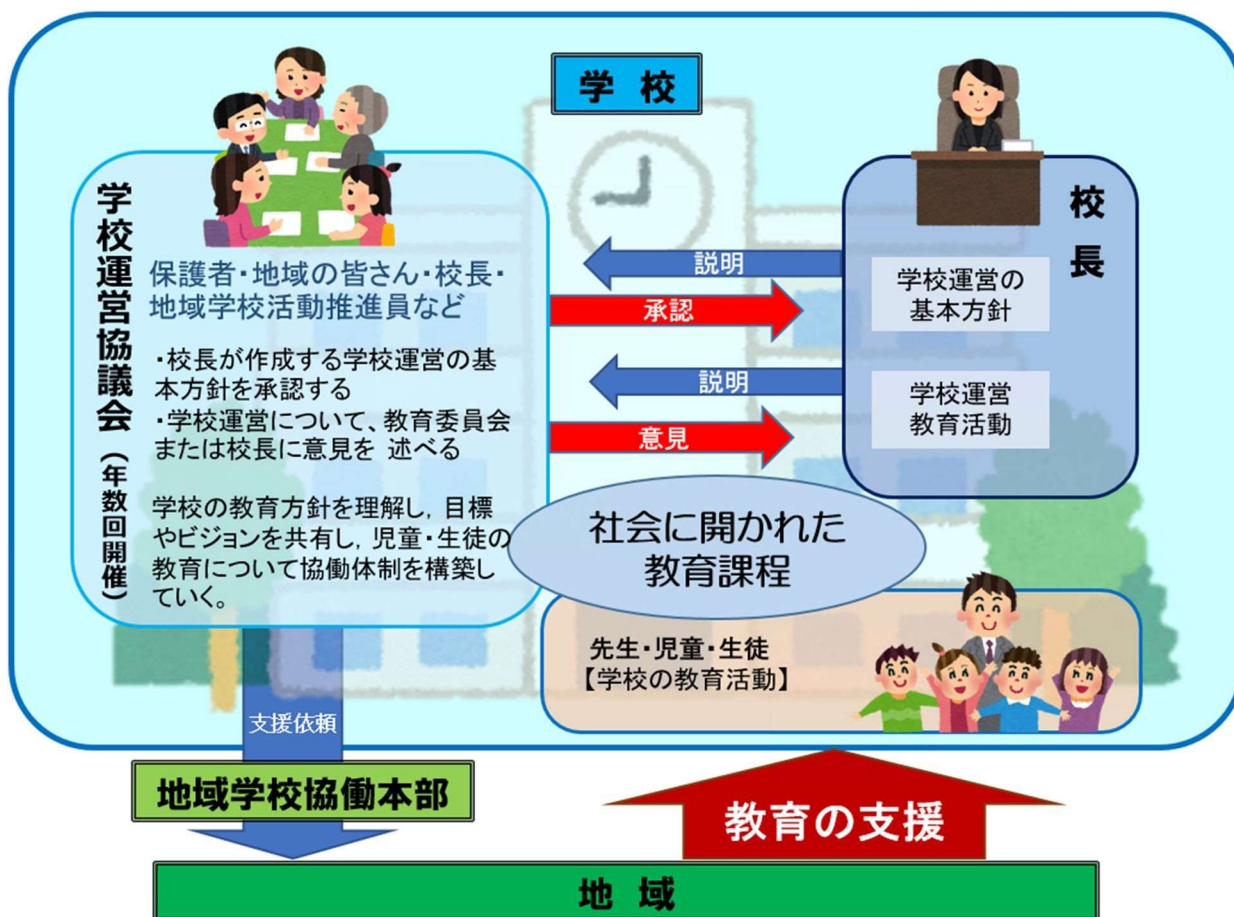
4 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

(1) 設置の目的

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」※1を設置している学校で学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組み

- ア 校長や教職員の異動があっても、地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる持続可能な制度
- イ 「熟議」等をとおして、地域と学校が目的・ビジョンを共有し、既存の取組みを生かしながら、学校・地域の協働体制を構築

※1 学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定されており、学校運営や必要な支援に関する協議をする合議体



(2) 主な役割

- ア 校長が作成する学校運営の「基本方針」に意見を述べ、承認する。
- イ 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べる。

(3) 学校運営協議会委員

- ア 地域の意見を参考に校長が推薦し、市の特別職の非常勤職員として教育委員会が任命する。(1校10名以内で計画)
- イ 所属団体の長という立場だけではなく、「子どもファーストの視点」で、児童生徒の活動に当事者として関わっている人材を積極的に登用
- ウ 児童生徒や教職員の個人情報や職務上知り得る可能性があり守秘義務を有する。
- エ 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。



(4) 現行の学校評議員との相違点

現行の学校評議員制度は「校長の求めに応じて、学校運営について委員個人としての意見を伺う」というものであり、学校運営に参加することは想定していないところが学校運営協議会との相違点である。

学校運営協議会を設置する場合、学校評議員は原則委嘱せず、学校運営協議会委員が、学校評議員の活動も包括して行う。

(5) 先進校の設定

令和4年度は、先進校として多賀城八幡小学校と多賀城中学校が、学校運営協議会・準備会を設立し、導入を進めていく。

5 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との連携・協働による効果

(1) 児童生徒

- ア 「地域学校協働本部」のネットワークにより、多くの大人の専門性や特技等を生かした学校運営や教育活動が実現し、児童・生徒に多様な経験を積ませることができる。
- イ 児童が信頼できる大人と多くの関わりをもち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思う心、地域への愛着が形成される。
- ウ 地域住民、地元企業、協力団体との関わりにより、地域や社会の動きを意識することで、地域社会がより身近になり、社会的、職業的自立へとつながる。

(2) 学校や教職員

- ア 「地域学校協働本部」との連携・協働により、地域資源を生かした効果的な授業づくりが進み、「社会に開かれた教育課程」への具現化を図ることができる。
- イ 学校の現状や運営方針について理解が深まり、学校教育活動へのよき理解者、よき支援者が増加する。
- ウ 幅広い地域住民の参画による教員の多忙化解消、学びの支援（予習復習）、家庭学習の一助、いじめや虐待等の早期発見等にもつながる。
- エ 地域課題の解決に向けた取組や大規模災害時の緊急対応等において、学校と地域が一体となって取り組むことができる。

(3) 地域

- ア 学校だけでなく、保護者や地域住民等も教育の当事者となり、責任をもって積極的に児童生徒の教育に携わることができるようになる。
- イ 学校の現状や運営方針についての理解が深まり、地域住民等が学校の応援団となる。
- ウ 学校で児童・生徒のために協力する地域ボランティアの輪が広がり、交流を通して社会的なつながりを得られることは、地域活性化のきっかけとなる。
- エ 活動に参加することで、地域住民の生きがいや自己実現へとつながる。



6 これまでと今後の日程について

多賀城市CS(コミュニティ・スクール)・地域学校協働本部 導入ロードマップ

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
コミュニティ・スクール	段階	計画・準備期	先進校実施	実施
	研修(会議)	○先進地研修(校長等)の実施		
	導入校(含先進校)	○市内先進校の選定(多賀城八幡小、多賀城中) ○先進校による「学校運営協議会・準備会」発足準備(内容説明)	○先進校による「学校運営協議会・準備会」発足 ○先進校以外での「学校運営協議会・準備会」発足準備(準備委員の選定等)	○市内小中学校10校で「学校運営協議会」2校、「学校運営協議会・準備会」8校発足 ※令和6年度には市内全小中学校で完全実施
教育委員会	○コミュニティ・スクール地域学校協働本部周知パンフレット作成・配布(教職員・保護者向け) ○コミュニティ・スクール導入マニュアル作成 ○各校での説明会の実施(学校職員・保護者対象)	○コミュニティ・スクール周知のためのパンフレット(第2版)作成 ○各校での説明会の実施(学校職員・保護者対象)		
地域学校協働本部	段階	計画・準備期	実施	
	研修(会議等)	○コミュニティ・スクール先進地研修参加 ○地域コーディネーター会議(地域学校協働本部並びに地域学校協働活動推進員についての説明) ○協働教育研修会(市内教職員、地域学校協働活動コーディネーター等) ○管内協働教育研修会への参加	○協働教育研修会(市内教職員、地域学校協働活動コーディネーター等) ○管内協働教育研修会への参加	○協働教育研修会(市内教職員、地域学校協働活動コーディネーター等) ○管内協働教育研修会への参加
	教育委員会	○校長会での説明 ○コミュニティ・スクール地域学校協働本部周知パンフレット作成・配布(教職員・保護者向け) ○地域学校協働活動推進員の選定 ○協働教育だより発行	○第1回地域学校協働本部会議の開催 ○第2回地域学校協働本部会議の開催 ○地域学校協働活動の実施 ○協働教育だよりの発行	○令和4年度同様 地域学校協働活動を推進

7 令和3年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部設置状況(宮城県生涯学習課資料参考)

(1) 仙台教育事務所管内 設置○ 設置なし▲

市町村	CS(設置数)	本部(設置数)	市町村	CS(設置数)	本部(設置数)
塩竈市	○(3)	○(1)	亘理町	○(3)	○(1)
七ヶ浜町	▲	○(1)	山元町	○(1)	○(1)
松島町	○(4)	▲	富谷市	▲	○(5)
利府町	▲	▲	大衡村	▲	○(1)
名取市	▲	○(15)	大和町	▲	○(6)
岩沼市	▲	○(1)	大郷町	▲	○(1)

(2) 県内(仙台市を除く)

	CS		本部	
平成31年度	8市町	56校	20市町村	42本部
令和2年度	10市町	64校	27市町村	71本部
令和3年度	15市町	86校	27市町村	72本部

